一般名処方の使用推進について

当センターでは、院外処方の一般名処方（有効成分での処方）を推進しております。
一般名処方の趣旨については、患者様に十分に説明させていただきます。
また、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更に関して十分な対応ができる体制を整備しております。
医薬品の供給状況により、やむを得ず投与する医薬品を変更する可能性があります。
変更する場合には、患者様に十分な説明をさせていただきます。

「一般名処方」とは

① 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
② 厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」で記載されます。

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。
ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

いわき市医療センター
Iwaki City Medical Center